

はじめに

今日、事業体様の財政難・人材減少など取り巻く環境が厳しくなる中で、上下水道事業は、建設の時代から管理の時代を迎え、事業の持続的発展に向けて、管路・施設の老朽化対策や再構築、地震・津波や浸水などの災害対策の強化、エネルギー負荷の軽減や循環型社会に向けた取り組みなど新たな課題への対応が迫られています。

新水道ビジョンでは多様な形態での発展的広域化の推進、官民連携の活用による運営基盤の強化を図ることが掲げられており、また下水道事業においても下水道法等の一部を改正し「事業計画の拡充」や「広域的な連携」などへの対策も講じられています。

これらの取り組みを推進していく上で、当協会の要望と提案を踏まえつつ、昨今の行政の動向を紹介いたします。

1. [要望と提案1 上下水道コンサルタントの積極的な活用] に関わる動向

地域における上下水道事業遂行において、多くの法改正等が施行されています。それに伴い期限のある喫緊の業務について、以下のとおり総務省や国土交通省より通知がなされています。

■総務省関連■

1-1. 広域連携に関する構築等業務（対象：水道事業）

総務省では、中長期的な経営計画である「経営戦略の策定（1-3も参照ください。）」を市町村、企業団及び一部事務組合等に要請しています。その策定に当たっては、広域的な連携強化についても、地域の実情に応じ、経営基盤の強化、経営効率化の推進等を図る方策として検討するよう求めています。また、水道事業の広域連携は、検討の推進役の不在や検討の場の不足等により十分な取り組みが進んでいない現状から、都道府県に市町村を包括する広域自治体として、多様な広域連携の形態について検討する場を提供する役割も期待されることです。

水道事業については、平成28年度から平成30年度までの間に、経営戦略の策定のために広域化の調査・検討を実施する場合、これらに要する経費を重点的に支援するため、特別交付税措置も講じられています。

[参考資料] ■総務省自治財政局通知：「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について（平成28年2月29日付）」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000403077.pdf

1-2. 公営企業会計移行業務（対象：下水道事業、簡易水道事業）

総務省では、公営企業が中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むため、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することを求めています。

下水道事業及び簡易水道事業を重点事業と位置付けており、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用していない公営企業は、平成27年度～平成31年度までの5年間で「集中取組期間」として、同法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行するよう求められています。「集中取組期間」の間は、公営企業会計の適用に要する経費は、公営企業債の対象とするとともに、元利償還金に対する普通交付税措置も講じられています。

[参考資料] ■総務省大臣通知：「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について（平成27年1月27日付）」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000343689.pdf



Association of Water and Sewage Works Consultants Japan
 一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会（通称：水コン協 AWSCJ）

〒116-0013東京都荒川区西日暮里五丁目26番8号 スズヨシビル7階
 TEL：03（6806）5751 FAX：03（6806）5753 <http://www.suikan.or.jp>

豊かな地球 水のある暮らし — 私たちの原点です

1-3. 経営戦略策定業務（対象：下水道事業、水道事業）

公営企業には、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が求められています。総務省では「経営戦略」の策定を支援するため、実務上の指針となる基本的考え方、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策などを「経営戦略策定ガイドライン」として取りまとめ公表されています。

また、「経営戦略」の策定に要する経費等に対して、地方財政措置を新たに講じることとしており、平成28年度～平成30年度までの間は、策定に要する経費（公営企業の経営に精通した人材を活用した経営支援活動に要する経費を含む。）は、特別交付税措置も講じられます。

〔参考資料〕 ■総務省自治財政局通知：「経営戦略の策定推進について（平成28年1月26日付）」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000396238.pdf

■国土交通省関連■

1-4. 改正下水道法における「新たな事業計画」策定業務（対象：下水道事業）

下水道の持続的な機能確保を目的に下水道法等（水防法等の一部を改正する法律）の改正が行われ、平成27年11月に施行されました。

持続的な下水道機能を確保するための改正ポイントとしては、地方公共団体が管理する施設の維持管理・更新が適切に行われるよう、「維持修繕基準の創設」された上で、事業計画の拡充が図られています。また、地方公共団体の下水道管理体制の脆弱化が懸念される中、広域的な連携により管理の効率化を図るため、「広域化・共同化を促進するための協議会制度の創設」などへの取り組みも明記されています。

改正下水道法に基づき拡充された事業計画の見直しは、法施行から平成30年11月までの3年以内実施する必要があります。

〔参考資料〕 ■国土交通省：「水防法等の一部を改正する法律」の施行
<http://www.mlit.go.jp/river/suibou/suibouhou.html>
■国土交通省：「新・事業計画のエッセンスの公表について」
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000422.html
■水コン協主催：「新たな下水道事業計画説明会（平成27年11月20日・30日）」国土交通省提供資料
http://www.suikon.or.jp/seminar/h27/201511_sewerage/question.pdf

2. 【要望と提案2 上下水道コンサルタントの健全な発展に向けた施策の実施】 に関わる動向

当協会の要望と提案に関わる法改正や国の動向等は、以下のとおりです。

2-1. 適切なコンサルタントの選定（プロポーザル方式や総合評価方式の採用拡大、適切な資格者の設定）

調査・設計業務は、コンサルタントの技術力等により品質が左右され、その後の公共工事全体の品質にも大きな影響を与えます。しかしながら、公共工事と同様に調査・設計についても不適格業者の参入によるダンピング受注や成果品の品質低下など、品質確保への懸念が生じています。このような背景を踏まえ、平成21年3月に「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が定められ、調査・設計業務の品質確保には、価格と品質が総合的に優れた内容のコンサルタントと契約するプロポーザル方式及び総合評価落札方式の必要性が明確にされました。その後も改定が重ねられ、直近では平成27年11月に改定されています。

今回の改定では、「民間資格の登録制度の創設」に伴い、この制度に基づき登録された資格の活用についても明記されました。一方で、資格要件の評価順位としては「技術士」が最上位に位置付けられていますので、コンサルタントを選定する際は、適切な資格及び実務経験を有した技術者の設定・評価に、十分配慮する必要があります。

〔参考資料〕 ■国土交通省：「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成27年11月24日）」
<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>

2-2. 適正な業務価格形成に向けた対策の強化（低価格入札対策）

都道府県並びに指定都市に対して、建設工事における品質確保、地域の担い手育成・確保の観点から、「ダンピング受注防止に向けた対策の強化」と「低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し」の措置を講ずる要請が、総務省、国土交通省の連名で通知されました。また、都道府県には、管内の市区町村に対して、この要請を周知徹底することも求められています。

建設工事だけでなくコンサルタント業務でも同様な問題が生じておりますので、設計委託についても配慮が必要です。

具体的な要請内容は以下の2点です。

①ダンピング対策の強化について
低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にとっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

②低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しについて
低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格は、その事前公表により適切な積算が行われず、技術力・経営力による真の競争を損ねる弊害が生じうることから、事前公表は取りやめ契約締結後の公表とすること。予定価格も、事前公表によって同様の弊害が生じかねない問題があることから、事前公表の適否を十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

〔参考資料〕 ■総務省、国土交通省通知：「低入札価格調査における基準価格の見直し等について（平成28年3月18日付）」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000404485.pdf

2-3. 適正な工期確保（債務負担行為の活用促進）

施工時期等の平準化を図る観点から、社会資本整備総合計画にかかる交付金事業に関して、債務負担行為を設定して、事業を実施することが可能となっております。

総務省、国土交通省は、初年度の支出を伴わない債務負担行為（ゼロ債）を設定する場合、自治体ごとにまちまちだった交付金充当の考え方を一本化し、後年度支出分は各団体に配分された社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金が充てられることを明確にした内容が、平成28年2月17日付で都道府県並びに指定都市に対して通知されています。

この通知では、交付金の扱いを含めた債務負担行為の積極活用による「計画的な発注の推進」に加え、「適切な工期の設定」「余裕期間の設定」や、繰り越し制度の活用も含めた「工期の複数年度にわたる工事等への適切な対応」の4項目が求められています。調査・計画等のコンサルタント業務についても、履行期限が過度に年度末へ集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為を活用し、計画的な発注に努めるように明記されています。

なお、都道府県には、管内の市区町村に対して、この要請を周知徹底することも求められています。

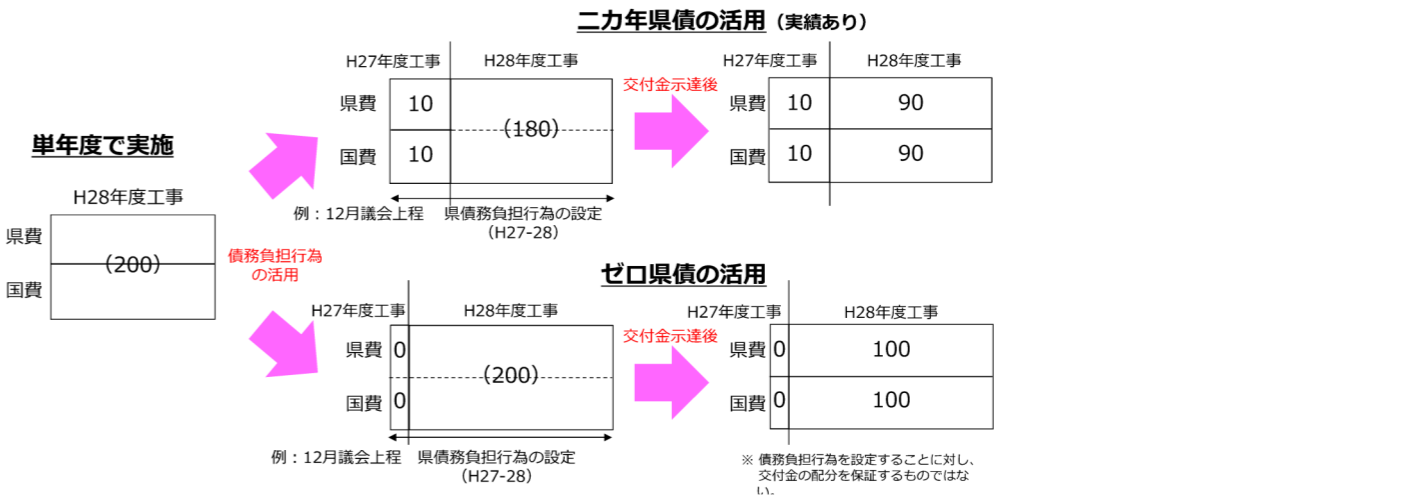


図. 債務負担行為の活用例 出典：国土交通省HP「適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について」に掲載

〔参考資料〕 ■総務省、国土交通省通知：「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日付）」
<http://www1.mlit.go.jp/common/001119972.pdf>